

第4章

避難所の施設活用

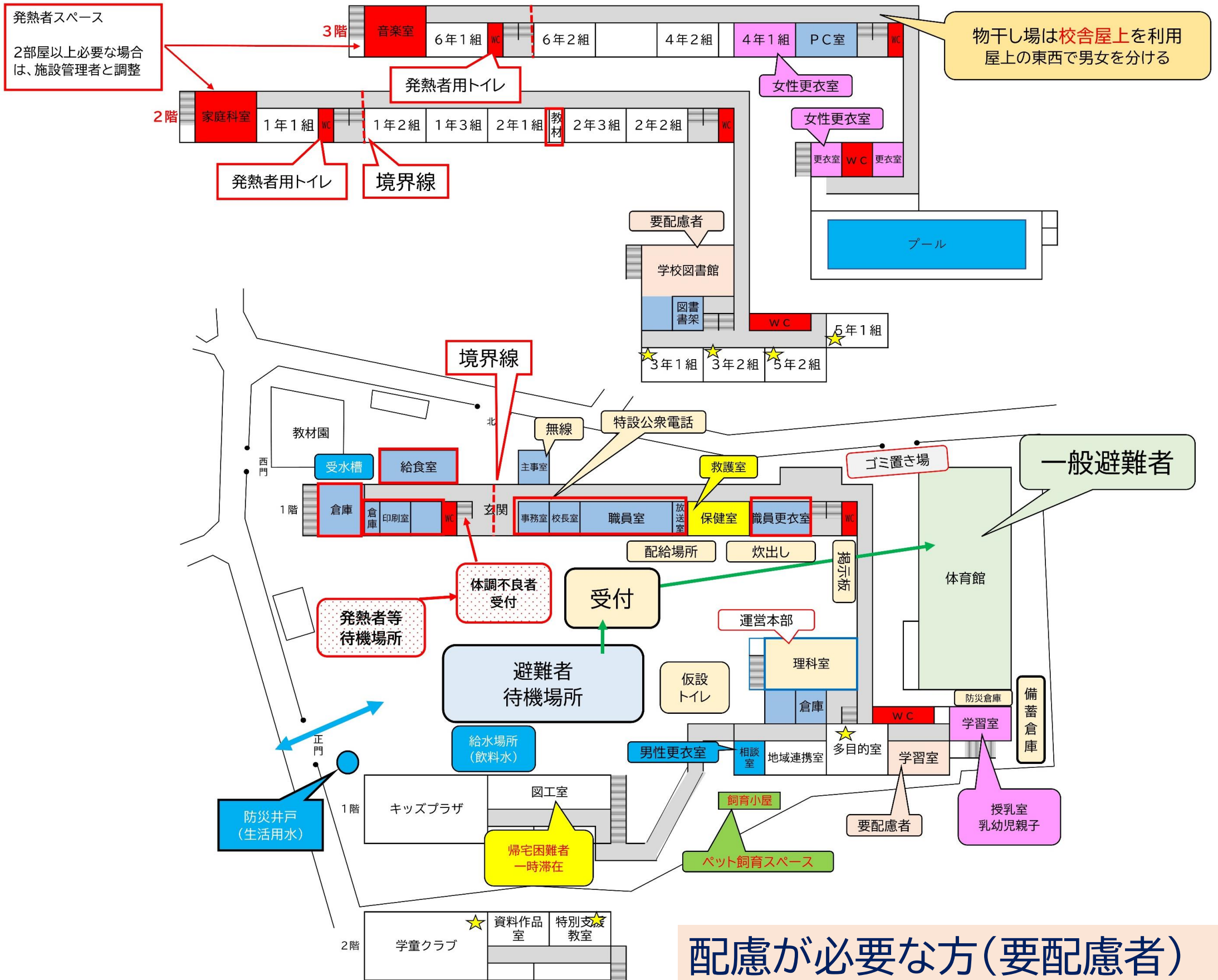
第4章では、避難所の施設活用について説明しています。

可能な限り要配慮者や体調不良者などへの配慮や、ペットの受入も含めた施設利用を検討します。

また、日時の経過に伴い避難者数が増減することや、教育活動の再開に向けて、収容場所の変更なども検討します。

1. 避難所施設利用（イメージ）

□ 下図は避難所施設利用イメージであり、避難所運営会議により、基本的な施設利用を避難所ごとに定めています。



【段階ごとの一般避難者受入スペースなど】

- ☐ 第1段階 一般避難者は体育館を使用
- ☐ 第2段階 ☆印スペースを使用
- ☐ 第3段階 無印スペースを使用

□ 避難者受入スペースの拡大にあたっては、避難者の状況を考慮し、避難所運営本部と施設管理者(学校長等)の調整により決定します。

ポイント

- 児童・生徒の**個人情報**が保管されている場所や、施設管理者が指定する場所、危険箇所は、**立ち入り禁止**とします。

(1) 発災直後の避難所スペース活用

◆発災直後は、すべての避難者の収容を優先します。

- これまでの災害記録では、発災直後から約1週間頃にかけて、避難者が増加する傾向です。
- 人口密度の高い中野区では、多くの避難者を屋内に収容することを、優先的に検討します。
- 避難所開設の初期段階に、体育館に間仕切りを展開することで、避難者の収容スペースが不足する場合も想定されます。
- 発災直後は、間仕切りの活用を必要最低限にとどめます。
- 児童・生徒の個人情報情報を管理する場所は、使用不可とします。

ポイント

【発災直後に必要なプライバシー確保】

- ・要配慮者：日常生活に介護を必要とする方 など
- ・授乳スペース など

【個室が確保できない場合の対応】

- ・体育倉庫や舞台袖スペースなどに着替えテントの設置
- ・最小限の間仕切りを共同で利用する など

◆個室が確保できる状況であれば、必要とされる方に個室を提供します。

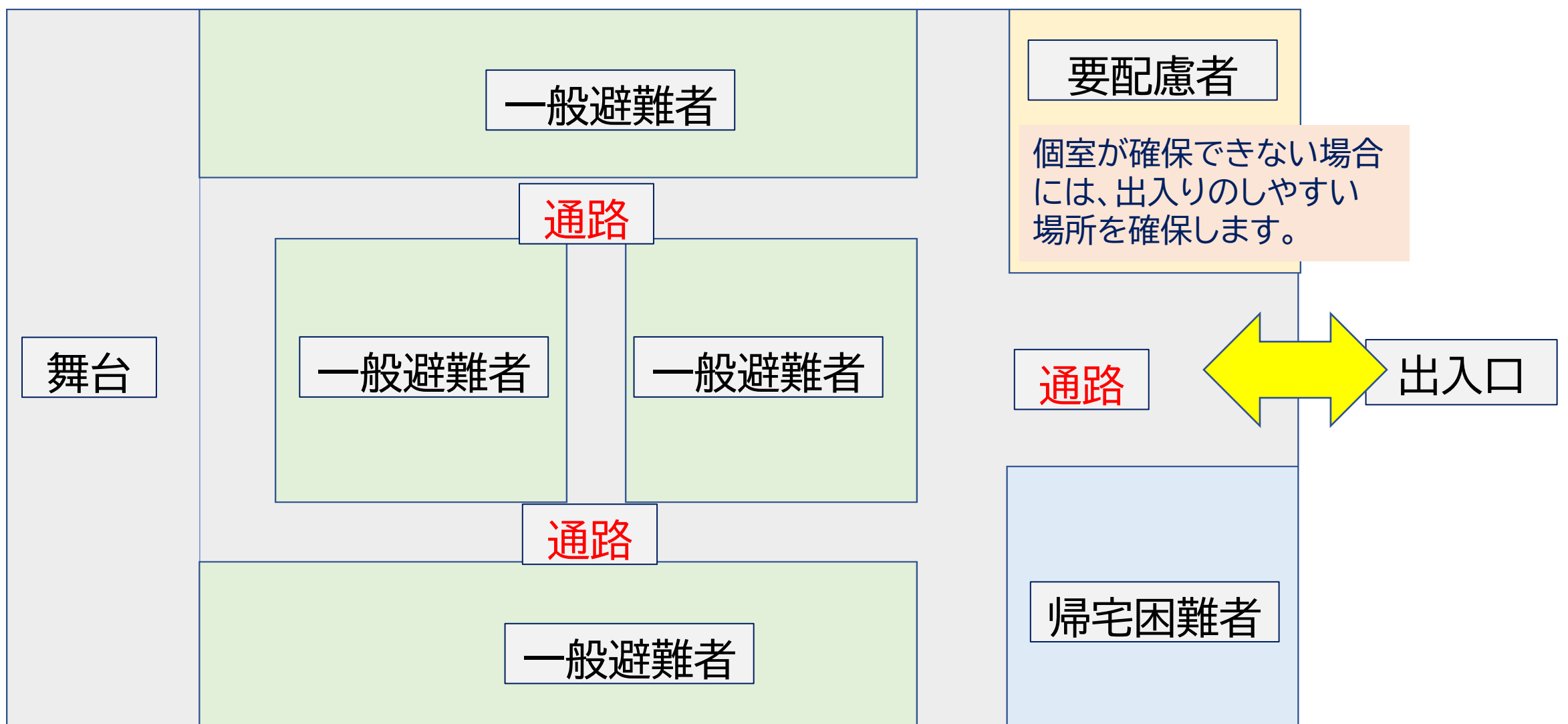
発災直後の体育館におけるプライバシー確保(例) 【開設初期対応】



(2) 避難所居住スペース

- 居住スペースは、1人あたり1.65㎡を基本としています。
(およそ畳1枚分)
- 収容者の状況などにより、1人あたりの居住スペースは増減します。
- 避難者同士の間隔は、可能な範囲で1～2m程度の間隔をあけることが望ましいとされています。

【参考】体育館の避難スペース配置例 【長期化対応】



ポイント

【基本的な配慮事項】

- 出入口付近は、動線を確保すること。
- 要配慮者には、出入りがしやすい場所を提供すること。
- 避難スペース内に通路を確保すること。
- 車イスが通れる幅の通路を確保すること。
- 授乳スペースは、個室や間仕切り・テントなどを使用し、プライバシーを確保すること。
- 帰宅困難者の一時滞在スペースは、入口付近とする。 など

(3) 避難者への配布物資（初期対応）

【宿泊用の物資】

- 毛布、エアーマット(一人に1個ずつ)

※「敷マット(ウレタン製)」は、区画ごとに敷き詰めます。

【必要な方に配布】

- オムツ(成人用、乳幼児用)
- 生理用品
- 粉ミルク



「毛布」「エアーマット」
(イメージ)

ポイント

※「成人用オムツ」や「生理用品」などは、他の物資とは異なる場所で、女性が配布する、必要な場所に置くなど、ご配慮ください。

(4) 避難所の区画づくり（体育館）

- 避難者の状況にあわせ、体育館内に通路や区画を整えます。
- 避難者の人数によっては、避難スペースの拡大(教室利用)などを検討します。
- 配慮が必要な方(要配慮者)には、個室を提供します。
- 避難所での生活が**困難な方**は、**二次避難所**への移動を検討します。

ポイント

【二次避難所への移送】

- ◆ 体育館や教室などでの避難生活では、健康に支障をきたす方は、二次避難所へ移っていただきます。
- ◆ 避難所運営委員の方は、避難者の状況を把握するよう努めてください。
- ◆ 二次避難所への移動は、各地域本部(区民活動センター)へ要請します。
- ◆ 判断が困難な状況も、地域本部へご相談ください。

2. 施設利用及び立ち入り禁止場所の指定について

- ☐ 被害を受けている場所(危険箇所)は、立ち入り禁止とする。
- ☐ 児童・生徒の個人情報[※]が保管されている場所は、立ち入り禁止とする。
- ☐ 施設管理者(学校長等)が指定する場所は、立ち入り禁止とする。

(1) 施設利用に関する配慮について

☐ 女性への配慮

・更衣スペース ・授乳室 ・洗濯物干しスペース ・トイレ など

※「性犯罪被害」を防ぐため、トイレ等の設置場所・動線は十分留意すること。

☐ 要配慮者への配慮

- ☐ 体調不良者の避難スペース確保(ゾーニング)

※感染症拡大予防等に対する配慮

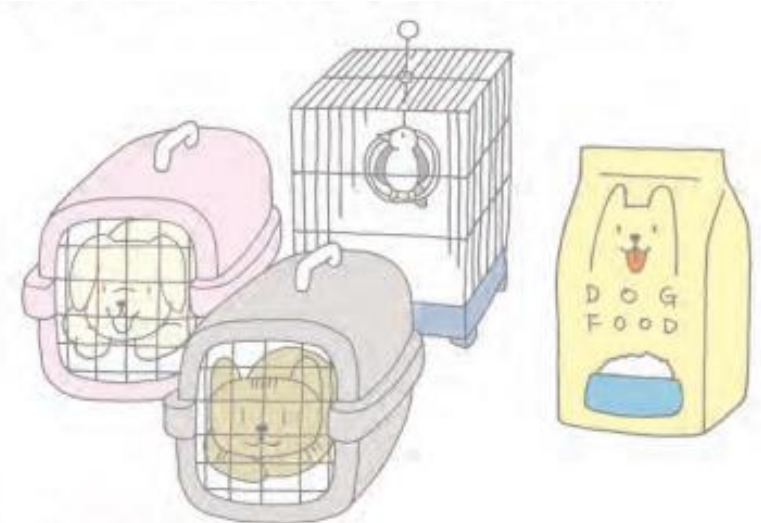
- ☐ 「帰宅困難者」の一時滞在スペースの確保
- ☐ 体育館の区画割りや通路などの空間的確保
- ☐ 子どもが遊べるスペースの確保
- ☐ その他必要な配慮 など



(2) ペット同行・同伴避難(飼育場所)について

避難者に影響の少ない場所に、ペット飼育スペースを設置します。

【設置場所】7ページ ペット同行・同伴避難を参照



3. 避難・活動スペースの割振り

(1) 避難所運営本部の活動スペース

【施設利用について】

避難所として活用するスペースについては、原則として、避難所運営会議で検討した、「避難所施設利用図(案)」に基づき割振りを検討しますが、児童・生徒(施設利用者)などの状況により、使用が制限される場合も想定されます。

運営本部員は、施設管理者(学校長など)と、調整のうえ割振りをご検討ください。

用途	指定場所
☐ 避難所運営本部	
☐ 防災無線	
☐ 救護所	
☐ 受付	
☐ 受付(体調不良者)	
☐	
☐	
☐	
☐	

(2) 避難所運営スペースの割振り（施設利用図をもとに検討）

用途	指定場所
☐ 食糧・物資配布場所	
☐ 救援物資保管場所	
☐ 炊き出しスペース	
☐ 給水場所	
☐ 広報・伝言板設置場所	
☐ 特設公衆電話	
☐ 簡易トイレ設置場所	
☐ 仮設トイレ設置場所	
☐ ごみ置き場(分別)	
☐ 汚物集積場所	
☐ 帰宅困難者 一時滞在スペース	
☐ ボランティア集合場所	
☐ ペット飼育スペース	
☐ ペット飼育スペース(予備)	
☐	
☐ その他	

(3) 体調不良者のための避難スペース（ゾーニング対応）

用途	指定場所
☐ 出入り口	
☐ 居住スペース1	
☐ 居住スペース2	
☐ 居住スペース3	
☐ トイレ	
☐ 境界線	
☐ その他	
☐	
☐	



- 【感染症予防に活用する備蓄物資(一例)】
- ☐ 左:「布製間仕切り(パーテーション)」
 - ☐ 右:マスク、使い捨て手袋、非接触型体温計、手指消毒剤など

(4)-1 避難者スペースの割振り

用途	指定場所
☐ 居住スペース	体育館
☐ 居住スペース	
☐ 居住スペース (予備)	
☐ 居住スペース (予備)	
☐ 居住スペース (女性用)	
☐ 居住スペース (女性用)	
☐ 居住スペース (女性用予備)	
☐ 授乳スペース	
☐ 更衣室 (女性用)	
☐ 洗濯場・物干し場 (女性用)	
☐ 更衣室	
☐ 洗濯場・物干し場	

(4)-2 避難者スペースの割振り

用途	指定場所
☐ 要配慮者スペース (高齢者)	
☐ 要配慮者スペース (乳幼児・児童親子)	
☐ 要配慮者スペース (障がい者)	
☐ 要配慮者スペース (予備)	
☐ 要配慮者スペース (予備)	
☐ 要配慮者スペース (予備)	
☐ 子どもプレイスペース (遊び場)	
☐ 立ち入り禁止場所	
☐ その他	

※避難所敷地内は禁煙ですが、「喫煙所」の設置が求められた場合は、施設管理者とも協議のうえ、他の避難者や近隣に迷惑が掛からない場所を選び設置してください。